

安全解析等に関するコメントリスト

T N J A 型核燃料輸送物

- ・構造解析、密封解析、臨界解析
- ・品質マネジメントの基本方針

20/06/25 原子力規制庁コメント (1)

20/07/10 申請者回答 (1)

令和 2 年 7 月 10 日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

本資料のうち、枠囲いの内容は、商業機密等に属しますので公開できません。

核燃料輸送物の安全解析(構造解析)に関するコメント

No.	資料名	頁番号	コメント内容	日付	回答	回答時期
1	安全解析書	(II)-A-78 (II)-A-85	構造解析において、水平落下時及び傾斜落下時において密封境界の構成部品に塑性歪が認められるとなっているが、そのような場合におけるシール部の変形についてどのように考慮し、密封の性能が維持されていると考えているのか？	20/06/25	<p>落下試験では、いずれの姿勢においても、一次蓋及び二次蓋の締付けボルトに塑性歪の発生はなく変形は生じない。なお、一次蓋及び二次蓋の口開き量はガスケットの潰し代に比べて極僅かである。</p> <p>本輸送容器の場合、シール部を構成する蓋板及び胴フランジ部の剛性は高く、蓋板締付けボルトに変形が生じない範囲においては、有意な変形がシール面に生じることはないため、締付けボルトに塑性歪の発生がないことをもって、密封性能が維持されると判断している。詳細については今後のヒアリングで説明させてほしい。</p>	20/06/25

No.	資料名	頁番号	コメント内容	日付	回答	回答時期
2	安全解析書	(口)-A-94	申請書上、密封解析では二重ではなく、臨界解析上は水の侵入を制限するためのものであると考えているとのことであると理解したが、その場合、水が入る入らないという密封の解析では申請書上は一次側しか評価しておらず、二次側がどういう能力を持っているかというところが記載されていないので、その点について説明してほしい。	20/06/25	<p>二次蓋のシール部に対しては、発送前検査において一次蓋同様に気密漏えい検査を実施し、その密封性能を確認する((二)-A-3 ページ)。</p> <p>9m落下試験では、いずれの姿勢においても一次蓋のボルト同様に二次蓋締付けボルトに塑性歪の発生はなく変形は生じない((口)-A-94 ページ)。また、No.1(資料 1-1)で回答した通り、二次蓋の密封性能は一次蓋と同等であり、9m 落下時にも密封性能は維持される。</p>	20/07/10

核燃料輸送物の安全解析(密封解析)に関するコメント

No.	資料名	頁番号	コメント内容	日付	回答	回答時期
1	安全解析書	(口)-C-5	構造として、二重の密封機能を有すると記載されているが、規則等では二重の密封機能を定めているものはない。本申請書における二重蓋とは具体的にどのようなもので、どのような機能を期待しているのか。また、安全性の評価においてどのように考慮しているのか？	20/06/25	本輸送容器の放射性物質の密封装置は本体及び一次蓋で構成されている（C.2.1に記載）。特別の試験条件（9m落下時）にも二次蓋の密封性能は維持されるが、密封解析では安全側に二次蓋を無視して評価している。なお、二次蓋は、臨界解析で胴内を水で満たさない条件とするための、告示第25条第1号のただし書きに記載されている「浸水及び漏水を防止する特別な措置が講じられた部分」を構成する密封容器の一部であると考えている。	20/06/25
2	安全解析書	(口)-C-5	申請書上、密封解析では二重ではなく、臨界解析上は水の侵入を制限するためのものであると考えているとのことであると理解したが、その場合、水が入る入らないという密封の解析では申請書上は一次側しか評価しておらず、二次側がどういう能力を持っているかというところが記載されていないので、その点について説明してほしい。	20/06/25	核燃料輸送物の安全解析（構造解析）に関するコメントNo.2を参照。	20/07/10

核燃料輸送物の安全解析(品質マネジメントの基本方針)に関するコメント

No.	資料名	頁番号	コメント内容	日付	回答	回答時期
1	安全解析書	(八)章全体	本日の概要の説明資料の 6 ページ目の品質マネジメントの基本方針というところで、ふげん及び東海再処理施設が並列して記載されているが、ふげんと東海再処理施設の責任分担はどのように考えているのか? 例えば、設計であったり輸送容器の製造・保守・輸送物の作成といった様々なフェーズが考えられるが、そういうところの責任の分担はどのように考えているのか?	20/06/25	<p>ふげん使用済燃料は、ふげんに 466 体、東海再処理施設に 265 体保管されており、これらの燃料はそれぞれの施設から搬出する。したがって、これを輸送する際は、ふげん、東海再処理施設は、それぞれ、事業所外運搬規則第 19 条に基づく運搬に関する確認の申請（車両運搬確認申請）を行うこととなる。よって、当該申請において必要な、核燃料輸送物の安全性や保守管理等については、ふげん、東海再処理施設それぞれが責任を有することになる。</p> <p>このため、核燃料輸送物の設計においては、両施設の品質保証計画を適用し品質管理を行った。なお、核燃料輸送物設計承認申請については、使用済燃料の発生元であるふげんが一元的に管理し、機構を代表して申請を行ったものである。</p>	20/06/25
2	安全解析書	(八)章全体	今の説明では、いわゆる容器の保守・輸送物の中に（使用済み燃料を）入れるといったそれぞれの作業について、それぞれの事業所で行われる部分があるということで、それぞれの容器の管理が各事業所において行われるということは分かるのだが、設計の段階からお互いの事業所がしっかりとどういう条件で容器というものを設計するのかという点を含めて、ふげん及び東海再処理施設におけるしっかりとした責任というものをどこが持	20/06/25	<p>本輸送容器における設計管理の責任はふげんにある。ただし、本輸送容器は核燃料サイクル工学研究所（東海再処理施設）でも使用することから、輸送容器の取扱い等、東海再処理施設の要求事項もふげんの要求事項に加味して設計する必要がある。</p> <p>このため、ふげんは組織間の責任の明確な割り当て及び的確な組織間のインターフェイスを確実にするため、ふげんの「輸送容器の設計・開発、製作、保守及</p>	20/07/10

		<p>ているのかということを明確にしてもらわないと、それぞれの管理だから良いと言われてもそれぞれバラバラの物事が進んでしまっては困るので、品質管理の観点でしっかりと責任と権限を明確にしてほしい。ヒアリングの場でも確認は行うが、大事なことなので必要であれば審査会合の場で議論を行いたい。最後の品質管理のところは単にヒアリングで説明を受けるということではなく、それで良いのかという判断の話になるので、恐らく審査会合の場で説明をすることとなる。</p>	<p>び輸送に係る品質保証計画書」（以下「輸送 QAP」という）7.3.1 設計・開発の計画（(ハ)章 D.2、(ハ)ふげん-D-1 ページ）に基づき「ふげん使用済燃料搬出に係る輸送容器の設計・開発の実施計画」を策定し、当該輸送容器の設計において、機構の要求事項を満たす設計管理を行った。</p> <p>具体的には、ふげんにて東海再処理施設での適切な燃料装荷のためのハンドリング、検査及び搬出方法等を満たすための要求事項を考慮した上で、機構の要求事項として受注者（輸送容器の設計者）に提示し、本輸送容器の設計を行った。なお、ふげんは受注者から提出された設計図書について、核燃料サイクル工学研究所（東海再処理施設）の要求事項が満たされていることを確認した上で、ふげんの輸送 QAP に基づく安全審査を経て、決裁し、核燃料輸送物設計承認申請を行った。</p> <p>なお、東海再処理施設においても、当該輸送容器の設計に要求事項が適切に反映され、設計が妥当であることを確認する必要があるため、核燃料サイクル工学研究所の「輸送容器の設計・開発、製作、保守及び輸送に係る品質保証計画書」に従ってこれらの作業を実施した。このため、核燃料輸送物設計承認申請書（ハ）章に、ふげんに加え、核燃料サイクル工学研究所の品質マネジメントの基本方針も記載した。（組織間の取り合いを資料 1-2 に示す）</p>	
--	--	---	--	--

核燃料輸送物の安全解析(その他)に関するコメント

No.	資料名	頁番号	コメント内容	日付	回答	回答時期
1	安全解析書	全体	事務方及びJAEA両者に対しての注意事項となるが、審査会合を公開で行うという意味は、形だけやっているわけではなく、どういう申請があつたのかということを広く、透明性をもって議論するものである。従って、今回提示されたパワーポイントだけで説明を行うというのは、十分な説明だとは言えない。一方、申請書の方は規制庁として受け取っているものの、審査会合までに公開されていないという状況にある。次回は、必要なところは黒塗りをして良いので、申請書をホームページに公開する又は審査会合資料として扱うなどの形で中身が分かるものを公開した上で、審査を行いたいので対応をしっかりと行うこと。	20/06/25	現在、原子力規制庁核セキュリティ部門と、本申請書の開示情報に関する面談を調整している。次回の審査会合までに公開版の申請書を提示する。	20/07/10

番号	頁番号	質問日	コメント内容
1	(口)-A-78 (口)-A-85	2020/6/25	構造解析において、水平落下時及び傾斜落下時において密封境界の構成部品に塑性歪が認められるとなっているが、そのような場合におけるシール部の変形についてどのように考慮し、密封の性能が維持されていると考えているのか？

(回答)

シール部のうち一次密封境界の胴フランジ面に、水平落下で最大約 □ %、傾斜落下で最大約 □ % の塑性歪が発生している。これらは、蓋板と胴の嵌めあい部で、落下方向に蓋板からの荷重を受けたことによるものである。

一方、塑性歪が発生した部位のガスケット取付け寸法の変化を確認したところ、寸法の拡大（口開き）は生じていない。

したがって、塑性歪の発生によるガスケットの面圧の低下ではなく、密封性能は維持されると判断される。シール部に発生した塑性歪に関する補足説明を以下に示す。

各落下方向について、シール部となるガスケット溝面及び胴フランジ面に発生した塑性歪を表1にまとめる。

表1に示すように、水平落下及び傾斜落下の一次密封境界の胴フランジ面を除いて、塑性歪の発生は見られない。

また、シール部において最も大きな塑性歪を示した傾斜落下について、落下後における胴フランジ部の塑性歪分布及び状態を図1と図2に示す。

図2から分かるように、塑性歪が発生した胴フランジ面には有意な形状変化は生じていない。

表1 シール部に発生した最大塑性歪

(単位：%)

落下姿勢	一次密封境界		二次密封境界	
	ガスケット溝面	胴フランジ面	ガスケット溝面	胴フランジ面
前部垂直落下				
前部コーナー落下				
水平落下				
傾斜落下				

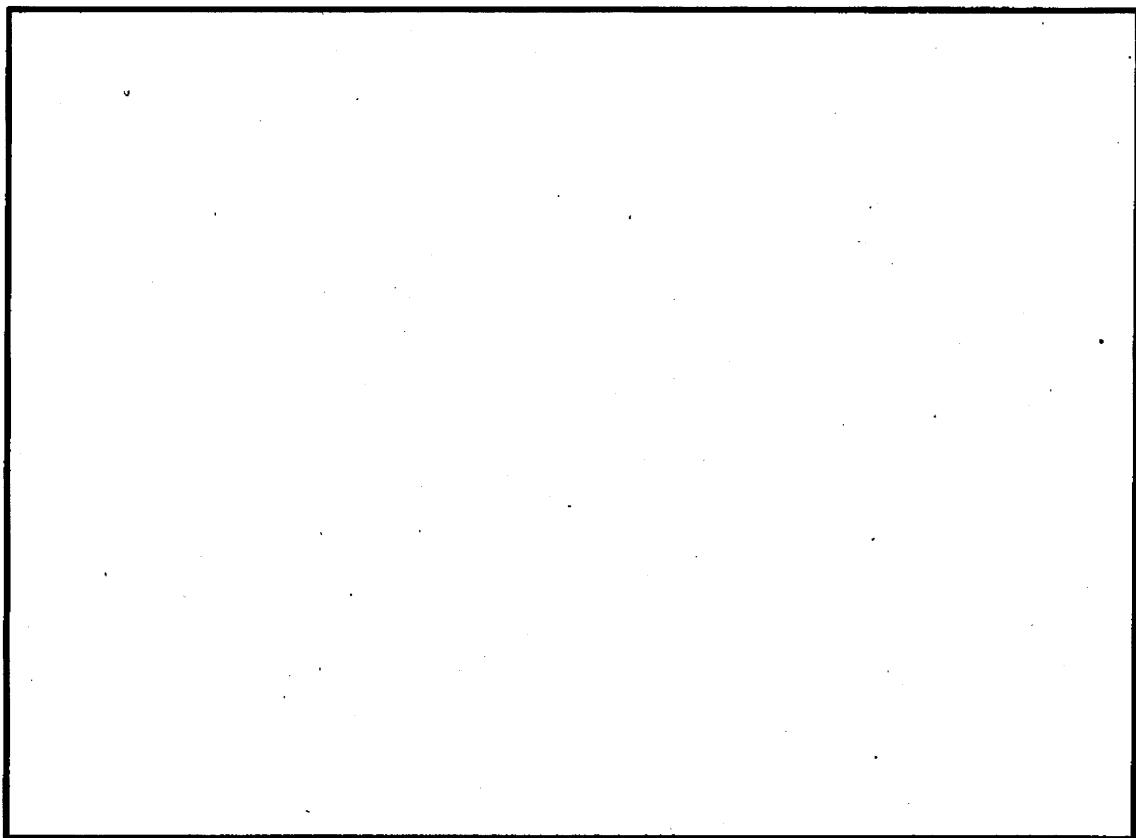


図1 傾斜落下において塑性歪が発生した胴フランジ部の全体

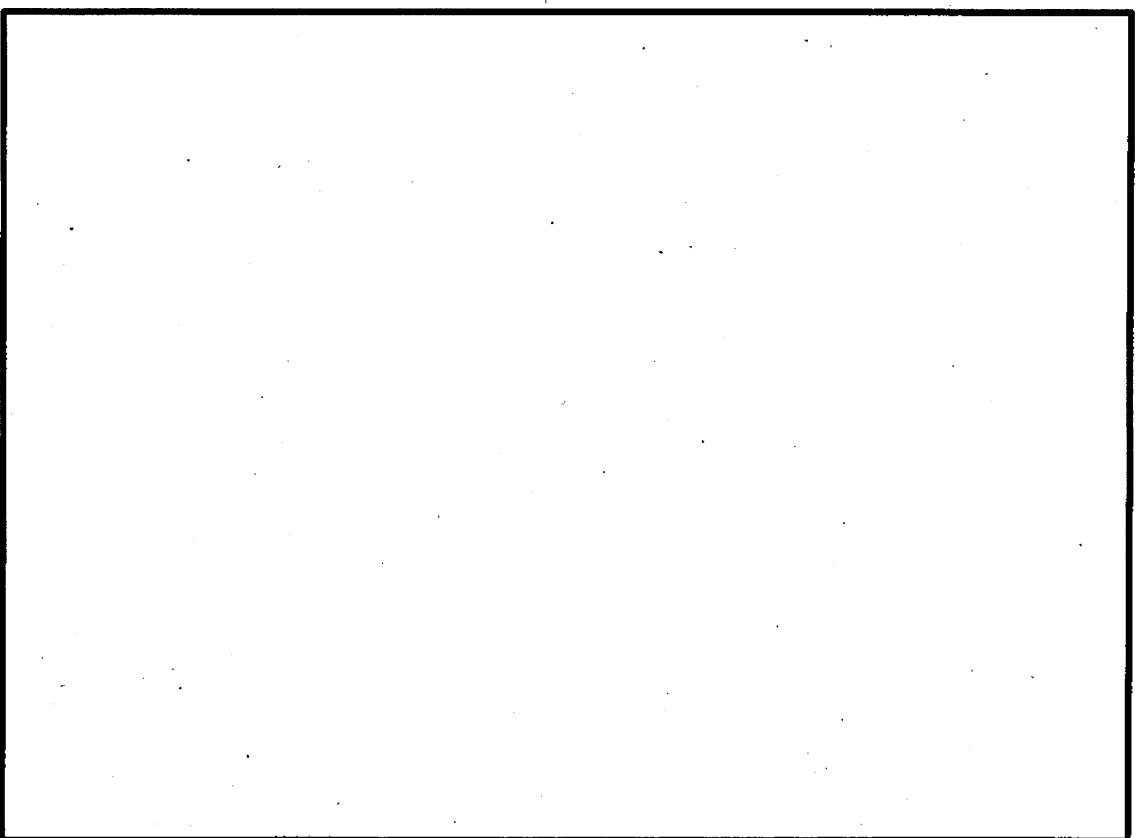
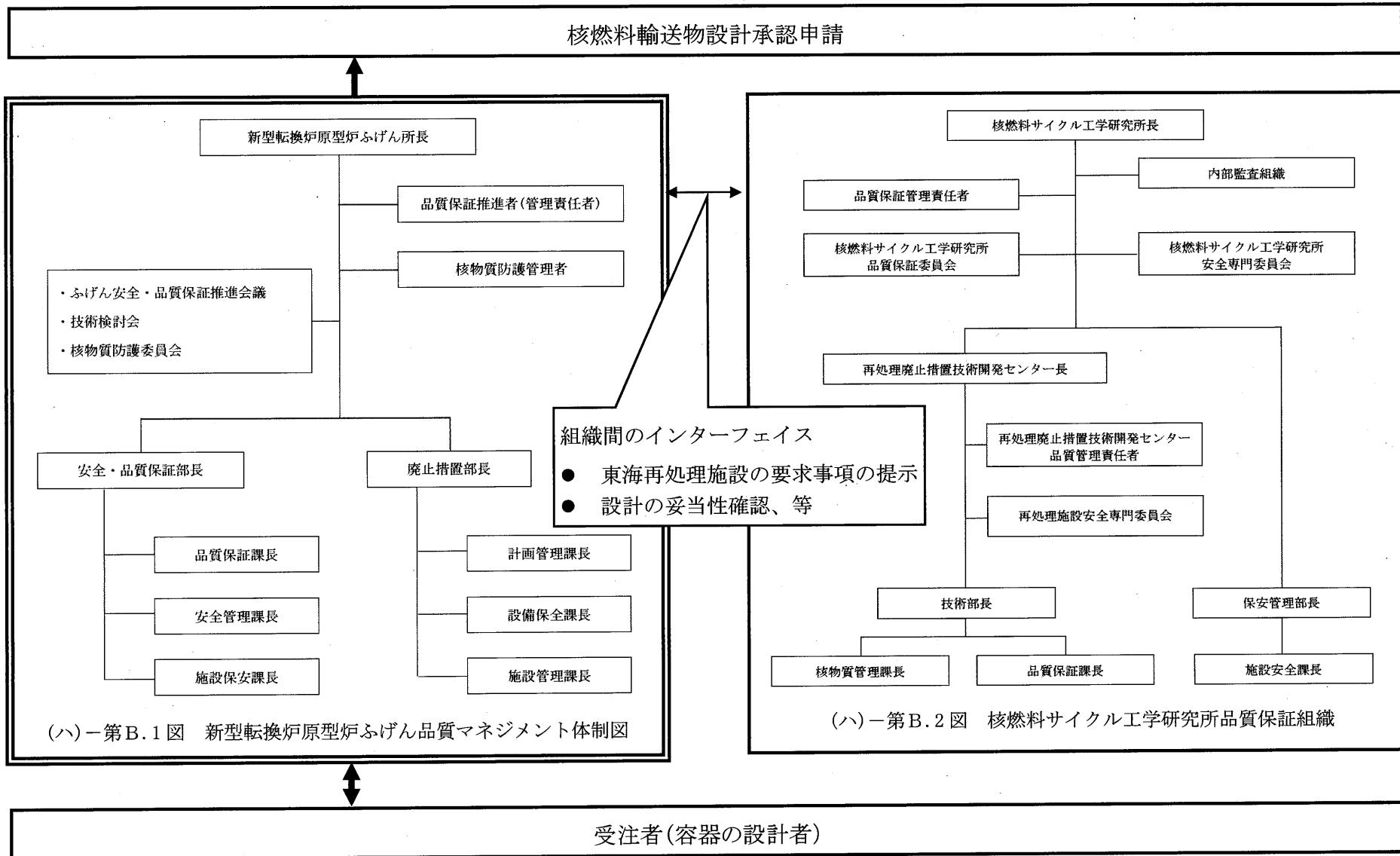


図2 傾斜落下において塑性歪が発生した胴フランジ部の詳細



TN JA型輸送容器の設計管理

TN JA型輸送容器の設計・開発、製作、保守及び輸送に係る責任と役割

実施項目	ふげん	TRP
輸送容器の設計・開発	○	△
輸送容器の設計承認（変更）	○	△
輸送容器の製作	○	△
輸送容器の容器承認（変更・更新）	○	△
輸送容器の製作時検査	○	△
輸送物の作製	○	○
輸送物の検査対応	○	○
陸上輸送	○	○
海上輸送	○	
輸送容器の定期自主検査	○	△
輸送容器の保守	○	△

【凡例】

○：主体的に実施

△：依頼に基づく確認・合議等

ふげんの責任下で
一元的に対応

